

令和元年年度

「丸のこ等取扱い作業従事者教育」のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

〒960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266
FAX: (024)522-4513

丸のこ等を使用する作業では、取扱いの不慣れ、安全カバーの機能を無効にしての使用や作業姿勢の悪さ等により、毎年多くの作業者が被災しており、死亡災害など重篤な災害に至るケースも少なくありません。特に、木造家屋建築工事における死傷災害発生件数では、墜落災害に次いで「切れこすれ」が多く、とりわけ丸のこ等によるものが多発しています。

丸のこ等は、木造家屋建築工事に限らず、建設業全体に幅広く使用されており、丸のこ等による災害防止を徹底させるためには、事業者が行う労働安全衛生法に基づく雇入れ時の教育や作業内容変更時の教育などの安全衛生教育に、丸のこ等の取扱いを盛り込む必要があります。

厚生労働省安全衛生部長通達（平成22年7月14日付け基安発0714第3号）では、当該教育を平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」等に基づき実施することとしている「特別教育に準じた教育」として位置付けております。

当支部では、通達で示された安全教育実施要領に基づき、事業者に代わって下記のとおり開催しますので、当該作業に従事される方々は受講いただきますようご案内いたします。

1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
R2	開催日	14日(土)		
3月	場所	福島県建設センター 福島市五月町4-25	2月4日(水)	3月4日(水)

※講習時間 9:00～14:00

2 受講対象者

建設現場等で丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）を使用する作業者等

3 講習科目・時間

講習科目	範囲	時間
丸のこ等に関する知識	・丸のこの構造及び機能等 ・丸のこの選定 ・丸のこ歯の選定	30分
丸のこ等を使用する作業に関する知識	・作業計画の作成等 ・丸のこの取扱い ・丸のこ作業の基本動作 ・丸のこ作業の手順 ・丸のこ切断作業の方法	90分
丸のこ等の点検及び整備に関する知識	・丸のこの点検・整備の方法 ・丸のこ歯の点検 ・点検結果の記録	30分
実技	・丸のこによる「実技」 ※取扱い方法を中心に	30分
安全な作業方法	・災害事例 ・丸のこ使用の良い例・悪い例	30分
関係法令	・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及び丸のこ等の労働災害を 防止するため当該業務について必要な事項	30分
合計		240分

(講習会当日の準備物等について)

※講習会は学科講習と実技講習となりますので、下記の準備物を各自用意してください。
筆記用具、ヘルメット、作業着、作業靴（スニーカー、安全靴等 サンダル等は禁止）

4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

受講料	
受講料	5,400 円
教材費	1,030 円
合計	6,430 円

※ 令和元年10月以降は消費税の変更により、受講料も改定する予定です。

5 修了証

所定の科目を受講した方には、「丸のこ等取扱い作業従事者教育修了証」を交付します。

6 定員

申込み順で、各開催定員30名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

7 受講申込み方法、手続き（電話申込みの場合）（Webでも申込みできます。）

(イ) 受講申込み手続き

受講を希望される方は下記順序にて、申込み締切日までに手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

- ① 申込み
電話で（Fax不可）建設業労働災害防止協会福島県支部（以下「建災防福島県支部」という。）へ申し込んで下さい。
受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00
- ② 受講申請書送付
受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
- ③ 振込案内書送付
建災防福島県支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
※受講申請書を建災防福島県支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。
- ④ 受講料振込
受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
・振込手数料はご負担願います。
・銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ⑤ 申込み完了
振込の入金確認をもって申込み完了となります。

(ロ) 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）3枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて建災防福島県支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記(イ)②を参照。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの技能講習以外では一切使用いたしません。）

8 その他（注意事項）

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、必ず顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。
また、欠席の場合、次の月にスライドはできません。
- ④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

講習会申込みから受講までの流れ（全講習同じ）

- ①申込受付開始日の午前8時30分以降に、建設業労働災害防止協会福島県支部（以下建災防福島県支部）に電話で受講申込みの受付をしてください。
 - ・建災防福島県支部では人数を確認し受講の受付を行います。
- ②建災防福島県支部のホームページ等から受講申請書をダウンロードし、「受講申請書」を作成してください。
 - ・受講申請書に貼付する写真はカラーコピー不可
- ③受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
 - ・建災防福島県支部で申請内容を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
- ④送付された銀行振込先に受講料を指定された日までに振り込んでください。
 - ※振込指定日までに振込がなされていない場合は受講をキャンセルしたものとさせていただきます。
- ⑤受講当日、本人の確認をしますので、**受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）**を持参してください。
 - ※本人が確認できない場合は受講できません。